学童クラブ保護者の皆様へ

多摩市長 阿部 裕行 (公印省略)

緊急事態宣言解除後の学童クラブの利用について

日頃より多摩市学童クラブの運営にご理解・ご協力いただきありがとうございます。 令和3年6月20日で緊急事態宣言が解除される見通しとなっております。しかしながら、依然として感染者が発生している状態であり、まん延防止等重点措置に移行する予定となっています。運営にあたってはこれまでも最大限の感染拡大防止に努めておりますが、学童クラブは集団による生活であり、密集・密閉・密接の3密を十分に回避することが難しい場所ですので、新型コロナウイルス感染症から大切な子どもたちを守るため、下記のとおり、ご家庭においてのご協力を引き続きお願い申し上げます。

記

1 方針

仕事を休むことが困難な保護者及び在宅勤務等の保育ニーズに対応するため、休 所、開所時間の短縮、及び、登所自粛の要請は行わない。

2 対応 <基本的に通常通りの運営です>

- (1) 開所時間は通常通りの時間(学校下校時より19時まで(延長育成時間含む)。また、学校休業日(土曜日など)は、午前8時より19時まで(延長育成時間含む)) とする。
- (2) 育児休業中の方の復職について。

現 在:緊急事態宣言解除翌日までに復職すること

変更後:7月1日までに復職すること

(7月末までに復職証明書を提出してください)

3 学童クラブを利用するにあたって

- ・登所(登校)前には、検温等お子さんの健康状態の把握をお願いします。なお、発熱がある場合は、無理をせず学童クラブをお休みするようにお願いいたします。発熱以外に、せき症状をはじめ呼吸器症状がみられる等お子さんや同居のご家族の方の体調に少しでも不安がある場合は、集団生活の観点から、無理に登所させずに家庭で様子を見るよう、引き続きご協力をお願いします。
- ・登所(登校)する際には、原則、マスクの着用をお願いいたします。
- ・お仕事がお休み等で家庭等でお子さんを見ることができる場合には、新型コロナウ イルス感染拡大防止のためにも、家庭等で過ごすようにお願いいたします。

【問い合わせ先】

多摩市子ども青少年部児童青少年課 TEL:042-338-6884 FAX:042-372-7988